

災害時における水道施設等復旧に係る応急対策への協力に関する協定書

鳥取県（以下「甲」という。）と一般社団法人鳥取県管工事業協会（以下「乙」という。）は、県内において地震その他の災害が発生した場合の水道及び工業用水施設（以下「水道施設等」という。）の復旧について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模な地震災害等（以下「災害等」という。）が発生した場合に、災害が生じた水道施設等の復旧について、甲の要請に対する乙の協力に関して、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害等発生時において、被災市町村又は鳥取県企業局（以下「被災市町村等」という。）からの要請に応じた場合その他甲が必要と判断した場合に、乙に対し応急対策について協力を要請するものとする。

2 前項の要請は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急の場合で文書によることができないときは、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

3 乙は、前項の規定により要請を受けたときは、速やかに応急対策を行うための体制を確立の上、可能な限り甲に協力するものとする。なお、乙は市町村等が設置する水道対策本部から直接要請があつた場合にも、同様に協力するものとする。

4 前項の規定により出動した乙の会員は、市町村等が設置する水道対策本部の指示により応急対策に従事する者とする。

（報告）

第3条 乙は、応急対策が終了した場合は、その旨を甲に報告するものとする。

（費用負担及び損害の負担）

第4条 第2条の要請に基づき乙が実施した応急対策に要した費用及び生じた損害の負担については、応援を受けるべき市町村等が一般社団法人鳥取県管工事業協会各支部と締結している別表左欄に掲げる協定によるものとする。

（被災した他の都道府県への応援）

第5条 甲が、被災した他の都道府県からの要請に応じ水道施設の復旧に係る応援を行うため、乙に協力を要請した場合においても、乙は可能な限り協力するものとする。

（連絡体制等）

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては鳥取県生活環境部水・大気環境課、乙においては一般社団法人鳥取県管工事業協会事務局とする。

2 甲及び乙は、協力活動に係る情報伝達を正確に行うため、あらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

（協議事項）

第7条 この協定に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項で必要が生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、平成28年3月22日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書を持って協定の終了を通知しない限りその効力を持続する。

（旧協定の解除）

第9条 甲、乙間において平成16年10月1日付けで締結した災害時における水道施設等復旧に係る応急対策への協力に関する協定は、この協定の締結をもって効力を失う。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成28年3月22日

甲 鳥取市東町一丁目220番地
鳥取県
鳥取県知事 平井伸治



乙 鳥取市松並町二丁目160番地
一般社団法人鳥取県管工事業協会
会長 長谷川泉



別表

協定名	協定締結年月日	協定締結当事者
災害時における水道及び工業用水道の応急対策業務等に関する基本協定	平成18年2月13日	(甲) 鳥取市、岩美町、八頭町、若桜町、智頭町 (乙) 鳥取県企業局 (丙) 一般社団法人鳥取県管工事業協会 東部支部
災害時における水道の応急対策業務等に関する基本協定	平成17年11月1日	(甲) 倉吉市、湯梨浜町、三朝町、北栄町、琴浦町 (乙) 一般社団法人鳥取県管工事業協会 中部支部 中部管工事業協同組合
災害時における水道及び工業用水道の応急対策業務等に関する基本協定	平成22年3月1日	(甲) 米子市、境港市、日吉津村、南部町、 伯耆町、大山町、日南町、日野町、江府町 (乙) 鳥取県企業局 (丙) 一般社団法人鳥取県管工事業協会 西部支部